

令和4年度 第3回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和4年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会を令和4年9月27日仁淀川町林業振興センター2階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 13名

欠席委員 1名

農地利用最適化委員 5名

欠席委員 2名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第6号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第7号…農業振興地域整備計画計画に係る農用地区変更(除外)申請の審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 令和4年度第3回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員会出席数は18名、内農業委員の出席数は13名で在任委員は14名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員(10番●●委員 11番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第6号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1)

○受付第18号(所有権移転)

[事務局●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地、

●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 68 m²

合計面積 68 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

9月20日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作を確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第19号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、大阪府大阪市●● ●●番●●号

●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●●番● 面積 344 m²

●●字●●番● 面積 201 m²

●●字●●番● 面積 499 m²

合計面積 1,044 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農地推進委員 ●●委員〕

9月20日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作を確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさない

いことを確認。

5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第20号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、埼玉県越谷市●● ●●番●●

●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番●

●● ●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●●番● 面積 620 m²

合計面積 620 m²、地目は台帳・現況ともに畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農地推進委員 ●●委員〕

9月13日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●● ●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第7号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区変更（除外）申請の審議について）

○受付第1号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●● ●●番の●● ●●さん

土地の所在は、●●字●●番●

地目は台帳、現況ともに畑となっております。

除外面積は 392 m²のうち 12.00 m²

変更の理由は携帯電話アンテナ基地局設置の為です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 9 月 13 日に事務局と行いました。

除外される農用地は必要最低限であり、周辺農地にも悪影響は及ぼさないこと、携帯電話は必要不可欠なインフラであることからこの除外は適当であると思われます。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

その他

- ・令和 4 年度 農業委員会全員研修の件
- ・来年度の農業委員会研修旅行について
- ・寺村の耕作放棄地についての相談の件
- ・茶栽培支援交付金の件
- ・肥料高騰に対する補助金の件

以上で令和 4 年度第 3 回農業委員会を閉会する。

閉会 午前 10 時 30 分

上記の会議の次第は、事務局職員●● ●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員 ●● ●●

署名委員 ●● ●●